

情報共有システムの試行に関する特記仕様書

鈴鹿市における情報共有システムとは、最新版の「三重県公共工事共通仕様書 1-1-1-2 用語の定義 25.情報共有システム」のほかに、以下のとおりとする。

1. 本案件は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより作業の効率化を図る情報共有システムの試行対象案件である。

なお、試行にあたっては最新版の「鈴鹿市 情報共有システム試行要領」に基づき実施すること。

2. 受注者は、本案件で利用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という)を選定し、監督員と協議し承諾を得なければならない。

その際、選定する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・土木工事、水道工事においては国土交通省が定める最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件【要件編】」

・設計業務等においては国土交通省が定める最新版の「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件【要件編】」

・公共建築工事、建築設計業務等においては、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 営繕工事編」

3. 利用するサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督員と協議するものとする。

4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

① ASPに関する障害を適正に処理、解決できる体制。

② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う事項。

③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上ASPの利用を停止することができる事項。

④ サポート体制・操作説明会の開催等に関する事項。

5. 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合は、これに協力しなければならない。

6. 情報共有システムの利用に係る費用(利用料金)は受注者がサービス提供者に支払うものとし、それに相当する額は、土木工事においては共通仮設費の率分に含まれている。

設計業務等、公共建築工事、建築設計業務等においては、各積算基準によるものとし、率分に含まれない場合は、設計変更の対象とする。

利用料金とは、情報共有システムの登録料及び利用料をいう。

鈴鹿市
令和6年 11 月